

Title	シャーマン法とrule of reason
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.12 (1948. 12) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19481201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シャーマン法(r) rule of reason

高 鳥 正 夫

一

一八九〇年に制定されたシャーマン法は、第一條に「各州相互の若しくは外國との取引又は商業を制限するあらゆる (every) 契約、トラストその他の形式による結合又は共謀はすべて違法である」と規定し、第二條はかゝる取引又は商業の如何なる部分についても「獨占し若しくは獨占しようとして、又はその獨占を目的として他人と結合し若しくは共謀したものにすべて輕罪の責任を負はせてゐる。然しながら同法は「取引制限」或は「獨占」といふ言葉については何等の定義もしてゐないため、このやうな契約、結合又は共謀はその文言通りすべて違法なものであらうか、或はこのやうな契約、結合又は共謀であつても合法的なものが存在し得るであらうか、又若し存在し得るとすればその判断の基準は果して如何なるものであらうか等の問題は、結局裁判所によつて解釋されなければならないわけである。これがシャーマン法における rule of reason の問題である。

元來、取引を制限する契約或は獨占的共謀が不當なものとして攻撃される根據には次の二つの點が考へられる。第一にかゝる契約がこれを承諾した人々及びその家族から生計の手段を奪ひ、且つ社會から有用な勞働力の供給者を奪ふことによつて、やがては公共の負擔となつてその弊害が現れてくるといふ點である。第二はかゝる制限がその取引分野から競争者を排除し、それが繰返されることによつて獨占的地位が形成され、その獨占體が需給の調節に關與して對價を吊上げ、消費者を壓迫することによつて公共の利益に反する點である。けれどもこの二つの理由は常に同時にしかも同じやうな強さで存在したわけではなく、主としてその時代の商業取引の發達の程度とそれを反映する社會的環境の變化によつて、ある時代には第一の立場が強く現れ又他の時代においては第二の根據が強調されたこともあつたが、全體としてみるならば次第に第一の立場から第二の立場へとその重點が移つてきたことは否定できない。米國における初期の裁判所の判例は、コンモン・ロウにおける「取引制限」に關する法則のリーディング・ケースとなつた *Mitchel v. Reynolds case* (1711), *Hitchcock v. Coker case* (1837) 等の影響をうけて、一般的(全部的)取引制限契約は當然に不當であり無効であるが、特殊的(部分的)取引制限契約は安當なものであり有效であるとすゝるコンモン・ロウにおける *rule of reason* をそのまゝ承繼してゐるが、その後の商業取引の發展はもはやこの地域的或は時間的制限をもつて、取引制限契約の有効、無効を決定することができないやうな段階にまで到達した。⁽²⁾そこで一八七三年の *Hubford v. Miller case*、一八八七年の *Diamond Match Company v. Roeper case* においては、取引制限契約の有効性の問題はそこに附された地域的、時間的限定よりも、行爲全體の性質、受約者に與へられる保護の内容等の點から判断して、個別的に決定されなければならぬといふ *rule of reason* の適用に關する新しい傾向が現れてきてゐる。そしてこの時代から除々に進められつつあつた各種の取引制限行爲は紳士協定、プール、トラ

スト等の形態をかりて消費者を壓迫し、且つ次第に掠奪的な様相を呈してきたため、コンモン・ロウはその固有の意味における「取引制限」といふ言葉に新しい内容を盛つて、獨占的性質乃至傾向を有するあらゆる種類の取引制限行爲を捉へなければならぬ趨勢にあつた。かくしてそこに誕生したシャーマン法は、立法者の説明によれば「コンモン・ロウにおける取引制限の法則及び獨占到關する法則を米國における州際及び國際商業に擴張するにすぎない」ものであるが、そこに掲げる「取引制限」或は「獨占」といふ言葉は既に前述の第一の立場即ち受約者の保護といふコンモン・ロウにおける固有の狭い意味から、次第に獨占體の壓迫に對する消費者の利益の保護といふ第二の立場に發展した經濟的背景に照應するものであつて、rule of reason としてもかつてのそれとは異つた意味の、新しい内容を盛り込まれた rule of reason が考慮されなければならないところに到達したのである。そこでシャーマン法において rule of reason が如何なる展開をとけてゐるか、それを検討するのが本稿の目的であつて、そのため主としてシャーマン法を周る判例の推移を眺めながら、更にその背後にあるものにも觸れてみたい。

(1) W. H. Taft, The Anti-Trust Act and the Supreme Court, p. 14.

(2) D. K. Dix, Law relating to competitive trading, pp. 159-160.

(3) J. W. Jenks and W. E. Clark, The trust problem, pp. 255-256.

(4) 本節の記述は次の文献に負つてゐる。

大阿健一郎「英米コンモン・ロウにおける獨占及び取引制限」(法學論叢第五三卷第五、六號—第五四卷第一、二號)

Goodnow, Trade Combinations at Common Law, Political Science Quarterly XII.

二

一九一一年に米國大審院のハーラン(Harlan)裁判官はシャーマン法公布當時を回想して次のやうに述べてゐる。「人間の奴隷は幸福にも米國から取除くことができたけれども、資本の集中から生ずる新しい奴隷制度、即ち自己の利益の實現のために生活必需品の生産と販賣とを支配する少數の個人及び會社の出現は、人々に深刻な不安を興へてゐた⁽¹⁾」。當時における企業の結合は協同化を促進したり、無統制なる自由競争のもたらす浪費を減少するといふよりも、發起利得 (promoters profit) の獲得を狙ふトラストの形成、或は競争を排除して獨占價格を設定し、産業界のナポレオン (Napoleon of Industry) たらんとする欲求に動かされたものが多かつた⁽²⁾。その上、資本の結集のために用ひられた手段も極めて大膽且つ掠奪的なものであつたから、農民、労働者、消費者の強い反對を招いた。かうした情勢の中で行はれた一八八八年の大統領選挙戦には、主要政黨はいづれもトラスト排撃をその政綱に掲げ、各州には反トラスト法が相次いで成立し、一八九〇年には聯邦最初の反トラスト法たるシャーマン法の制定をみるに至つた。それ故トラスト及び獨占到對する徹底的な糾弾を要望する輿論に應へて、シャーマン法はその文言上「妥當なトラスト」と「不當なトラスト」とを區別せず、一切のトラスト及び獨占を違法なものとしてをり、その議會における審議はプラット (O. H. Platt) 上院議員の批評するやうに「トラストを禁止し處罰する案を眞面目に準備するといふよりもむしろさういつた標題のついた法律を選挙民へのお土産に制定するといふやり方⁽³⁾」のものであつた。けれどもシャーマン法と同年に制定せられたマッキンレー關稅法によつて保護育成され⁽⁴⁾、一八九三年の恐慌を經過して次第に集中化されてきた産業資本の前には、一八九五年の砂糖トラスト事件⁽⁵⁾にみるやうにシャーマン法は極めて無力であり、却つて本來の目的とは關係のない鐵道會社の聯合體に對して適用され、その協定を違法なものとしてゐる。これらの初期の判決において rule of reason は如何に取扱はれてゐるか、トランス・ミズリー事件と合同運輸事件⁽⁶⁾とをとりあげ

て考察してみよう。

トランス・ミズリー運賃組合 (Trans-Missouri Freight Association) は一八八九年ミズリー河の南部及び西部地方の一八の鐵道會社が、貨物輸送に關する妥當な (reasonable) 運賃率及び規則の制定維持を目的として設立した組合であるが、シャーマン法施行後もその活動を續けてゐたため、聯邦政府によつて起訴され解散を要求された。この裁判において組合側はシャーマン法は州際商業法の規律をうける鐵道業には適用されないこと、又假りに適用されるとしてもこの協定は妥當な (reasonable) 協定であつて違法なものではないと主張した。然しながら最高裁判所の多數の裁判官即ちペカム (Peckham) 裁判官を含む五人の裁判官は、シャーマン法は州際若しくは國際間の取引又は商業を制限するあらゆる契約、トラストその他の結合又は共謀を含むものであつて、たとへ州際商業法の適用ある鐵道業に對しても適用されるものであること。又その第一條は取引を制限するあらゆる行爲を違法とするのであつて、その制限が妥當 (reasonable) であるか又は不當 (unreasonable) であるかを問題としてはゐない。それ故、若しも不當な「取引制限」のみに限らうとするならば、それは立法院によつてそのやうに修正されなければならない。その法律の文面に何等の例外を設けてゐないにも拘らず、不當な契約又は結合のみを違法とすることは、裁判所が法律の中に立法者の設けなかつた例外を讀み自ら立法をなすものであつて、かゝる權限を裁判所は持つてゐない。かうした理由からこの組合の協定はシャーマン法に違反するものであると論じてゐる。これに對してフィールド (Field)、グレイ (Gray)、シラス (Shiras)、ホワイト (White) の四人の裁判官は強く反對し、ホワイト裁判官は次のやうに説明してゐる。かゝる協定は、妥當な運賃協定と不當なそれとを區別してゐる州際商業法の規律をうけるものであつてシャーマン法が適用さるべき性質のものではない。コンモン・ロウにおける「取引制限」といふ言葉、そしてそれを

立法化したシャーマン法の取引を制限するあらゆる契約又は結合といふ言葉の中に、妥當であると否とを問はず一切の契約又は結合を含ませるといふことは正しいことであらうか。この問題に關する法律の歴史とその展開の跡をみるならば、この「取引制限」といふ言葉の中には、決して妥當な制限を含むものではないことが直ちに理解できるであらうと力説してゐる。

次に合同運輸事件においては、シカゴ以東の三一の鐵道會社によつて、妥當な運賃の維持及び規則の作製を目的として設立された組合が違法であるか否かが問題とされてゐる。この組合の支配者達に與へられた権限は直接に州際取引を制限するためのものではなかつたから、組合の合法性は既に州裁判所及び巡廻控訴裁判所によつて確認されてゐた。けれどもシャーマン法違反を強く主張する聯邦政府はこれを最高裁判所に上告した。そこで組合側は次のやうに主張してゐる。この組合は前年に違法と判決されたトランス・ミズリー組合とは本質的に異なるものであつて、取引を制限したといふ事實は全く存在しない。又トランス・ミズリー事件におけるシャーマン法の解釋は、個人の自由に對して不當に干渉し、個人が契約を提結する権利までも奪ふものであつて憲法違反である。この主張に對して裁判所は次のやうに答へてゐる。成程、それらの組合に加入してゐる各會社は表面上自由にそこから脱退することができるかも知れない。けれども脱退すれば恐らくその組合の他の會社から敵意をもたれるであらうし、その脱退した一會社の存在することは組合の運賃に對して何等の影響も與へないであらう。それ故、この事件もトランス・ミズリー事件と殆んど同様で、それらの協定は外の會社が定めてゐるよりも、もつと高い運賃率を維持することを目的とするものである。又シャーマン法の適用に關する裁判所の判決が憲法違反であるといふ議論も當らない。議會が一般社會に何等害を及ぼさない取引の制限までも禁止する権限があるか否かといふ點は勿論問題であるが、それは議會に對して向け

られる疑問であつて、裁判所としては組合による運賃率の決定がたとへ妥當なものであつても、又鐵道會社間の取極めであつても、外の競争者が得てゐる以上の運賃率を維持することが唯一の目的である組合は、シャーマン法に違反するものであると判断する。このやうな理由から裁判所は前年の判決を踏襲して合同運輸組合の解散を命じた。この判決に對しても、トランス・ミズリー事件におけると同様の理由からグレー、シラス、ホワイト裁判官は反對してゐる。

そこでシャーマン法が初めてトラストに對して適用された一八九五年の砂糖トラスト事件と、前述の二つの鐵道聯合體に關する事件、及び販路割當アトルがシャーマン法違反とされたアディントン・パイブ事件⁽⁸⁾とを比較して、シャーマン法はプールに對しては危険であるが、トラスト特に持株會社には影響がないと考へられるやうになつた。加ふるにマッキンレー大統領(一八九七—一九〇二)の大企業に對する寛大な態度及び當時の企業集中の一般的傾向によつて、企業結合は進捗し特に持株會社は未會有の發展をとげた⁽⁹⁾。けれどもかゝる趨勢から生ずる獨占の弊害が顯著になるに従つて、反トラスト法の運用にあきたらない一般大衆の不滿は、一八九九年のシカゴ市民聯盟によるトラスト反對の市民大會となり、その熱狂は遂に非番警察官を招集せしめ⁽¹⁰⁾、又一八七〇年代の農業不況時代に各地に擴つたグレンジ運動(Granger movement)は、漸く團結し始めた都會の労働者と農民とを提携せしめるに至つた。かうした輿論に應へて、政府も一八九八年に産業委員會(Industrial Commission)を設置して獨占體の調査にあたらしめ、裁判所も以前の緩慢とさへ思はれた態度を排撃して活潑に動き始めたのであるが、そこで先づとりあげられた北部證券事件⁽¹¹⁾に於いて、rule of reason は顧みられてゐるであらうか。

北部證券會社(Northern Securities Company)は一九〇一年ニュージャージー州において設立された持株會社で

あつて、起訴された當時は北太平洋鐵道會社 (Northern Pacific Railway Company) の株式の約九〇%以上、大北鐵道會社 (Great Northern Railway Company) の株式の約七五%以上を保有してゐた。その結果兩者の間の競争は終了せしめられ、持株會社の意圖の通りに動く重役が選ばれてゐたので、聯邦政府は一九〇二年に州際取引を制限するものとして起訴し、同會社の解散とその保有する株式の返還を請求してゐる。そして若しもこの企業結合體が合法的なものであると宣告されたならば、一般大衆に自由競争による利益を享有せしめようとする聯邦政府の努力も水泡に歸し、恐らく米國の全鐵道は一つの結合體に統合される情勢にあつた。この事件において最も問題となつた點はシャーマン法が持株會社による支配に對して適用されるか否かといふ點であつて、最高裁判所もフラー (Fuller) 裁判長が反對側にあつたほど激しい論争の結果、遂に五對四で解散を命じた下級裁判所の判決を支持して次のやうに述べてゐる。シャーマン法の取引を制限するあらゆる契約又は結合といふ言葉の中には、その本質上不當な制限のみを含むものでなく、その形式、當事者の如何を問はず取引を制限するあらゆる行爲を包含するものである。この北部證券會社といふ企業結合體はシャーマン法に所謂トラストであらうし、若しいくらか異るとしてもやはり州際取引を制限するものであるから、間違ひなくシャーマン法によつて處罰されるべきものであると説明してゐる。この判決に對してフラー裁判長、ホームズ (Holmes)、ペカム、ホワイトの四人の裁判官は反對してゐる。即ちホワイト裁判官は反トラスト法は株式の取得と保有までも禁ずるものではないし、若し假りにこれを禁じてゐるとしても聯邦議會にはさうした行爲までも禁ずる權限はない。又一步譲つてそれを禁止してゐるとしても、そこには取引を制限するであらうところの結合と、現實に取引を制限してゐる結合とをはつきり區別すべきであると主張してゐる。このやうにシャーマン法は持株會社にも適用されるといふ判例は確立されながら、トラストの中に妥當な (reasonable) ものと

不當法 (unreasonable) のことを區別する rule of reason は未だとりいられるに至らなかつた。

(1) E. Jones, The trust problem in the United States, p. 318.

(2) E. Jones, *ibid.*, p. 260.

(3) 高柳賢三「アメリカの獨占禁止法」(法律タイムズ第一卷第三號)二頁。

(4) マツキンレー關稅法によれば、三八%—四九%の保護關稅が賦課せられ、更に一八九七年に制定されたディングレー關稅條例は南北戰爭以後の最高の稅率たる五七%を規定してゐる。これらの極めて高率の保護關稅は産業資本家のために、外國資本の競争から國內市場を確保したものである。(神野璋一郎「宇治田富造」「アメリカ資本主義の生成と發展」一二二頁—一二三頁)

(5) U. S. v. E. C. Knight Company (1895)

(6) U. S. v. Trans-Missouri Freight Association (1897)

U. S. v. Joint Traffic Association (1898)

(7) 州際商業法 (Interstate Commerce Act, 1887) は運送業者に妥當な運賃率を制定し公示する義務を課し、又特定の荷主に不當に便益を與へ或は不利をうけしめることを禁止し、州際商業委員會 (Interstate Commerce Commission) を設けて同法の勵行に當らしめてゐる。

(8) Addyston Pipe and Steel Company v. U. S. (1899)

(9) 矢澤惇「アメリカにおける反トラスト法の形成」(法律時報第一九卷第五號)七五—七六頁。

ワッキンズの調査によれば、この期間における獨占的結合體の發展の情勢は次の通りである。但し加盟企業の總資本一千萬ドル以上のもの。

一八九七年以前	一九
一八九七年	二二
一八九八年	三五
一八九九年	八九
一九〇〇年	九七

シャーマン法と rule of reason

M. W. Watkins, Industrial combinations and public policy, pp. 317-327. (機部喜)「アメリカ獨占禁止法」四〇—四二頁(246°)

(9) J. D. Clark, The federal trust policy, p. 62. (機部喜)「アメリカ獨占禁止法」四〇

(11) Northern Securities Company v. U. S. (1904)

北部證券事件における違法判決に次いで、翌一九〇五年にはシカゴの四大罐詰業者に對する政府の訴訟は成功した。⁽¹⁾そのため實業界においては一時反トラスト法の運用によつてうくべき企業活動の制約によつて、前途に暗影の横はることを感じたけれども、やがて従來の持株會社に代る新しい企業結合形態として「利益共同體」⁽²⁾なる様式を案出し反トラスト法の訴追を免れるに至つた。そこで北部證券會社の解消後には却つて強力なる統制力を具へたモルガン・ヒル・コンツェルン (Morgan-Hill Konzern) の出現をみ、罐詰業者もその差止命令を無視して依然支配を繼續した。かゝる情勢に直面したルーズヴェルト大統領(一九〇一—一九〇九)は一九〇七年及び一九〇八年の特別敎書で、反トラスト法は一般大衆にとつて有害となるもののみを禁止するやう改正せらるべきことを強調し、その協定或は結合が違法なものであるか否かを豫め審査する政府機關の創設を提唱してゐる。この提案は結局實現しなかつたけれども、トラストに善惡の區別があり、大規模經營による利益を享有するだけで、競争同業者や消費者に不利益を與へないトラストを、反トラスト法の適用から除外しようとする試みは極めて注目すべきものであらう。⁽³⁾既に述べてきたやうに、初期の判例においてはトラストなるが故に、或は持株會社なるが故にシャーマン法違反を宣告せられたものが相次いだ⁽⁴⁾が、次にあげるスタンダード石油事件及びアメリカ煙草事件では、それらの會社が違法であると宣告されたのは單にトラストなるがためではなく、そのトラストが rule of reason に抵觸する「惡ストラスト」(Bad trust)

なるためであつた點に注意しながら、先づ前者から考察してゆかう。

この事件はスタンダード石油會社(Standard Oil Company of New Jersey)その他の三三の會社及びいくつかの個人企業が、石油及び石油製品の取引を制限し獨占すべく共謀した點を訴追するものであつて、シャーマン法が典型的な企業結合體に適用された最初の事件である。その獨占は一八七〇年以來次の三つの形態を経過してゐるといはれる。第一形態は一八七〇年から一八八二年までの時代で、國內の全精油所の獲得、輸送上の特惠契約、原油輸送管の統制等によつて獨占をなしてきた。第二形態は一八八二年より一八八九年に至る時代であつて、固有の意味におけるトラスト⁽⁶⁾が形成されてゐた。一八九九年以降の第三の企業集中形態は持株會社であつた。そしてこれらのいづれの期間においても、その企業結合體は州際取引を制限し獨占をなすものであるといふのが起訴の理由であつた。最高裁判所において、トランス・ミズリー事件の少數派の一人であり、今回は多數派となつたホワイト裁判長はその劃期的(epoch-making)と呼ばれる判決で次のやうに述べてゐる。コンモン・ロウ及びこの國の法律で熟知されてゐる「取引制限」又は「獨占」⁽⁷⁾といふ言葉は、法文上特に反對すべき理由がない限り、成文法においても同様の意味に用ひられたものと推定すべきである。それ故シャーマン法第一條は取引を不當に制限しない契約又は結合をなす權利までも含むものではない。そこで具體的にそれらが妥當な制限であるか否かを決定する基準となるものは、企業集中過程における當事者の目的、方法であつて、若しも結合の唯一の目的が生産の制限、價格の吊上等にあるならばそれは妥當な結合ではない。これに反して、一定の適正なる目的のために形成され且つ不公正な方法を用ひないものであるならば、たとへそれが競争關係にある會社間の結合であつても必ずしも不當なものではない。然しながらこのスタンダード石油會社は「獨占」形成の意圖をもつて輸送管の統制、地方的な價格の引下、鐵道の獨占等の不公正な競争方法を用ひて

ゐるためその結合は違法なものである。そこでスタンダード石油會社は解體を命ぜられ、その解體を效果あらしめるため株主權の行使を禁止され、從屬會社は何等の配當をも支拂ふことが許されなくなつた。この判決においてハーラン裁判官は結論には賛成したけれども、rule of reason をチャーマン法に導入することは裁判所による立法であつて立法府の權限を奪ふものであり、又その基準 (standard of reason) の不明瞭な點から、訴訟を一層困難ならしめる點を指摘してゐる。彼はこの判決を指して、それは恰も裁判所がチャーマン法に違反して州際取引を制限しようとする人々に對して、若しもその人々の制限が妥當であるならば、又は不當な制限にならないやうに注意するならば、いくら制限しても構はないと言明してゐるやうなものである、と極めて適切に批評してゐる。¹⁶⁾

スタンダード石油事件に續くアメリカ煙草事件の判決も rule of reason に基づいてなされたものであり、ハワイト裁判長はアメリカ煙草會社 (American Tobacco Company) を違法なものであると宣告してゐる。元來、煙草事業においては原葉の買入及び製品の販賣に關して常に激しい競争が存在したのであるが、一八九〇年頃にはシガレットの生産を事實上支配してゐた五つの企業體がアメリカ煙草會社に統一された。更にこの會社は嚼煙草をも支配せんとして他の工場を買収する方針をとつたため、八年間に亙る激しい競争が行はれ遂にこれに勝利をしめて、主要なる嚼煙草製造業者とこの會社の結合體である大陸煙草會社 (The Continental Tobacco Company) が設立された。その後もその方針は踏襲され一八九九年には更に三〇の競争同業者が買収され、それらの工場のあるものは閉鎖され、他はロボットの競争者としての地位が與へられた。一九〇一年以後更に二回の合同を経て、再び前のアメリカ煙草會社の名稱に返り、持株會社による同業者の支配と競争者の買収の方針は繼續された。こゝで問題となつたのは買収といふ企業擴張の方法である。即ち買収された競争者は事實上ロボットにすぎないけれどもなほ且つ存在するのであるか

ら、少くともその表面だけからは直ちに法律違反とはいひ切れない。又持株會社自體を違法とするならば問題は無いが、さうした判例の乏しいジャーマン法の解釋においては、ホワイト裁判長がスタンダード石油事件で述べた *rule of reason* を導入しなければ、到底満足な解決ができないところまで問題は進展し複雑になつてきたのであつた。この事件においてホワイト裁判長によつて従來の判例に捉はれることなく主張された點は、法律が「取引制限」といふ言葉を定義しなかつたため、その解釋が必要となつたこと。そしてこれは *reason* に訴えることによつてのみ可能であるといふ點である。更に充分考慮して法文に合理的な解釋を與へるべきであるといふ法學上の原則の健全なることは何等疑ふ餘地がない、ともいつてゐる。この判決においてアメリカ煙草會社が違法なものであると宣告されたのは單に巨額の財産が企業結合によつて集積されたためではなく、又煙草取引を支配し統制したといふだけの理由に基づくものでもない。それはこの會社が次のやうな過程を経て形成された、不當な取引の制限を行ふ結合體であつたからである。即ち(1)最初の結合體は激烈な *trade war* によつて強制されたものであり、(2)その後も結合體の實力は競争同業者を廢業せしめるか、又は自己の結合にひき入れるかによつて、煙草事業を獨占するために使用せられるのが常であり、(3)同一の政策を維持しながら *wrong-doing* の自覺があるため、その結合體の名稱と形態とはしばしば變更された。(4)その結合體の統制力は次第に外見上獨立する諸會社を通して生産資材にまでも及び、(5)買収にあつては、巨額の費用が生産のためではなく、工場を閉鎖するために投下せられた。(6)そして同業者が將來競争しようと思つても、それを不可能ならしめるやうな契約の提結が繰返されたからであつた。かくして違法であると宣告されたアメリカ煙草會社について、法律と一致する新しい状態を作りだすため、必要な取極めをなすやうに下級裁判所に命令され、その取極めが成立しない間は結合體のすべての加入者に州際取引を禁止し、財産管理人を任命することゝなつ

た。

スタンダード石油事件とアメリカ煙草事件で漸く明瞭にとりあげられた rule of reason は、その後下級裁判所における火薬トラスト事件⁽⁸⁾にも適用され、更にリーディング事件、聯合太平洋鐵道事件⁽⁹⁾においてもとりあげられてきた。けれども rule of reason が聯合體に對して適用されたのは、次に述べるセントルイス・ターミナル事件⁽¹⁰⁾が最初である。

セントルイス・ターミナル鐵道組合 (St. Louis Terminal Railroad Association) は一八八九年にセントルイスを通過する線路を有する鐵道會社が結合して設立した組合であるが、その後他の二つの鐵道會社と競争しこれを支配して次第に強大となるに至つたものである。こゝで注意すべきことはセントルイスの地理的條件である。即ちミシシッピ河を控へその交通路は極めて制約されてゐるため、これらの線路を有する鐵道會社が協定して組合を作るならばセントルイスに行くにはどうしてもこの組合に屬する鐵道を利用しなければならぬことになるわけである。しかもこの組合は事實上一四の有力なる會社によつて支配され、他の一〇の會社は殆んど何等の發言權も有しなかつた。そこでこの組合が決して一部の組合員の利益のためにのみ存在したものではなく、その支配的地位にある一四の會社以外の會社でも、前者と同様の使用料を支拂つて、その便益を供用することが許されてゐるといふ組合側の主張に對して、裁判所は次のやうに述べてゐる。さうした供用が他の會社にも許されてゐることを保證する條項は、その規約の文面には何等存在してゐない。次にこれらの一四の會社が他の會社の自由な競争を妨害するために、彼等の實力を使用したことはないといふことは事實であるが、又他の會社は常に組合組織を強制され、しかもそこに何等の發言權も與へられてゐないことも亦事實である。それ故、若しもその組合が單に一部の鐵道會社の代理人としてのみ行動する

ならば、州際取引を不當に制限するものであると裁定してゐる。然しながら組合の解體と業務の分散とを要求する聯邦政府の主張をそのまま承認することなく、裁判所は組合がその便益を供用することを欲する各々の鐵道會社の善良なる代理人となり、又その被備者として行動するやうに組合規約を改訂することを命じてゐる。この事件はそのまゝでは不當な取引の制限を行ふ組合が、その規約を改訂することによつて、合法的な組合となり得ることを示した最初の判決として極めて注目すべきものであらう。

- (1) *Swift and Company v. U. S.* (1905)
- (2) 利益共同體 (community of interest) とは、利害關係の緊密なる少數の人々が共同して數企業の株式を所有し、これを支配するところの生活企業の結合形態である。
- (3) *O. W. Knauth, The Policy of the United States towards industrial monopoly*, p. 83 ff., pp. 201-202.
T. Roosevelt, *The Trust, the People and the Square Deal, an Autobiography*, p. 606 ff.
- (4) *Standard Oil Company of New Jersey v. U. S.* (1911)
U. S. v. American Tobacco Company (1911)
- (5) トラストなる語は種々の意味に用ひられるが、こゝで固有の意味のトラストとは、企業 of 全株式を議決權と共に受託者に信託するところの或女性の獨占的結合形態である。
- (6) *E. Jones, ibid.*, p. 413.
- (7) *E. Jones, ibid.*, p. 418.
- (8) *O. W. Knauth, ibid.*, p. 156.
- (9) *U. S. v. E. I. Du Pont de Nemours and Company* (1911)
- (10) *U. S. v. Reading Company* (1912)
- (11) *U. S. v. Union Pacific Railroad Company* (1912)
- (12) *U. S. v. St. Louis Terminal Association* (1912)

このやうに rule of reason は一部の裁判官の強い反對にも拘らず、最高裁判所の判決にとりいられ、コンモン・ロウにおける原則はこゝに再生してきた。そして當初はその基準 (standard of rule) として支配の範圍、當事者の有した目的、結合のために用ひた方法等が主として問題とされたが、その後は可なり新しい内容を盛るやうになつてきてゐる。今これを次の三つの判例から考察してみよう。

U. S. スチール會社 (United States Steel Corporation) は一九〇一年ニュージャージー州で設立された鐵鋼業界における最大の持株會社であつた。設立當初は直接又は間接に約一八〇の會社がその傘下に收められ、全國の鐵鋼生産量の八〇—九五%を支配するといはれ、鐵鋼價格に對して極めて大きな影響を與へてゐた。そこで聯邦政府は一九一一年に地方裁判所に提訴し次のやうに述べてゐる。この會社は通常の發展の結果大きくなつたものではなく、合同すれば鐵鋼業界で壓倒的な優位を占めることができるためなされた結合であるから、不當な取引の制限を行ふものである。又シャーマン法は取引の制限又は獨占が現實になされるまで待つものではなく、その原因となる不當な力の集中を打破することによつて、その行爲を未然に阻止するものであると主張してゐる。然しながら地方裁判所は一九一五年にこれを棄却し、又最高裁判所も一九二〇年その裁判官が四對三に分れて激論した結果、再び聯邦政府の請求を棄却した。⁽¹⁾ 最高裁判所はその理由を次のやうに説明してゐる。シャーマン法が直接その對象としてゐるものは、實現せられた獨占であつて、生起することが期待される獨占ではない。それ故、大規模なこと或は不當な取引制限をなし得る力の存在することだけではシャーマン法違反にはならない。又かつて全國生産量の八〇%以上にも及んだ同會社の生産量も、當時は四〇%前後に低下してをり、もはや獨占は存在してゐない。その他、競争同業者を不公正な方法で壓迫したといふ證據もなく、Gary dinner⁽²⁾ も當時は既に中止されてをり問題にはならない。更により重要な

ことは、この會社を解散せしめることによつて、公共の利益にどれほど資するところがあるかといふ點であるが、それは却つて米國の對外取引を混亂させ公共の利益を害するに至るであらう。かうした理由で聯邦政府の上告は棄却された。かくしてスタンダード石油事件、アメリカ煙草事件によつて確立されたシャーマン法における rule of reason はこゝに再び明瞭に適用され、大規模企業又はトラストがその組織のために直ちにシャーマン法に違反するものではなく、公正な方法によれば獨占的地位に到達し得ることが明らかになつた。⁽⁸⁾

一九二二年に聯邦政府は國際列入機械會社 (International Harvester Company) をシャーマン法に違反するものとして提訴してゐる。⁽⁹⁾ この會社は一九〇二年ニュージャーシー州において設立された農機具のトラストであつて、五つの代表的な製造業者の合同したもので、その生産量は全國生産量の八五%をしめてゐた。巡迴裁判所は聯邦政府を勝訴せしめたため、會社側は一應最高裁判所に上告したが、やがてこれを取り下げて巡迴裁判所の判決に服してゐる。この事件において注目すべき三つの意見がスミス (Smith)、フック (Hook)、サンボーン (Sanborn) の各裁判官によつて述べられてゐる。スミス裁判官は米國の法律において企業が大きくなつてはならないといふ制限はどこにも存在しない。それ故二つ或はそれ以上の會社が合同しても、それが不當な取引の制限を行はない限り違法ではない。けれども、その合同のためにすべての競争が除去されたならば、そこに生ずる取引の制限は不當なものであると主張してゐる。フック裁判官はこの會社は通常の發展の結果大きくなつたものではなく、結合すれば國內生産量の八五%をしめることができるため五つの大きな會社が結合したものであつて、同業界における支配的地位の維持といふことが重要な目的であつたと指摘してゐる。サンボーン裁判官は「不當な (unreasonable)」といふ言葉の基準は、(1)それによつて價格を吊り上げ、(2)生産を制限し、(3)品質を低下し、(4)生産に要する勞働或は原料に對する出費を減

少し、(5)競争者を壓迫するやうな行爲が存在するか否かを考慮すべきことを明らかにしてゐる。このやうに國際列入機械事件は巡迴裁判所の判決をうけたものではあるが、シャーマン法の運用について極めて注目すべき内容をもつものである。

今まで考察してきた判例は多く水平的結合の場合であるが、いはゆる縦斷的結合の場合には反トラスト法の非難を免れることが一層容易である。何故ならば Rule of Reason の導入せられてゐる以上、後者の場合にはその結合が取引の制限又は獨占よりも、經營能率の確保を意圖するものであるとの立證が更に容易だからであつて、次に述べる合同製靴機械事件がこの例である。聯邦政府は一九一一年に合同製靴機械會社 (United Shoe Machinery Company) を製靴事業における自由な取引を制限するものとして、シャーマン法違反の訴訟を提起してゐる。この會社は四つの重要な製靴會社と五〇餘の施設とを合同して設立したもので、全國の靴生産量の九〇%以上を支配するものといはれた。地方裁判所においては、この會社は競争關係にない企業との合同であり、且つ特許權の行使にすぎないといふ會社の主張を認めて、聯邦政府の提訴は棄却されてゐる。そこで聯邦政府はこれを最高裁判所に上告した。然しながら最高裁判所は次のやうに述べてゐる。合同せる各會社は製靴事業において互に補足的な關係に立つもので、決して競争的な關係に立つてはゐなかつた。勿論それはトラストであるが、そのトラストは法律によつて保護される特許權に基づく獨占であつて不法な (Illegal) トラストではない。又シャーマン法は特許權に基づく獨占であつても、不當な取引の制限までも許すものではないが、合同製靴機械會社の場合はかゝる種類の獨占ではない。それ故この會社はシャーマン法に違反するものではないと判決してゐる。

前述したいくつかの判例によつて、反トラスト法における rule of reason は確立され又適用されてきたのである。

が、その後の判例を詳細に検討すると rule of reason の存在を否定するやうな判決が発見される。例へば合同製靴機械事件後數ヶ月して問題となつたシカゴ北西鐵道事件⁽⁷⁾において、ブランドイス (Brandeis) 裁判官は鐵道會社の運費率の決定に反トラスト法を適用するにあつて、rule of reason の存在を否定してゐる。即ち協定で定められた運費率は妥當なものであり何等差別待遇をするものではないが、反トラスト法の下では鐵道業者がかゝる協定をなすために結合することは違法であると述べてゐる。更に一九二七年のトレントン・ボタリズ事件⁽⁸⁾においては、ストーン (Stone) 裁判官はこれらの製陶業者によつてなされた價格の協定に對して、その價格が妥當なものであるか否かを検討することなく次のやうに主張してゐる。價格を決定する力は市場を支配し、恣意的な不當な價格を決定する力を含むものである。それ故、かゝる潜在的な力を創り出す協定は不當な又は不法な取引の制限であるとしてゐる。この二つの判決時に後者の判決を U・S・スチール事件の判決と比較するならば、判例の立場に著しい矛盾のあることが理解される。U・S・スチール事件においてはシャーマン法が直接その對象としてゐるのは實現された獨占であつて、生起することが期待された獨占ではないとしてゐるのに對して、後者については不當な價格を決定する潜在的な力を創り出す協定は、それ自身すでに不當な取引の制限であるとしてゐる。このことはかつてジャーマン法が企業結合體である砂糖トラストには適用されず、販路割當プールのためにアディストン・パイプ會社に適用された場合と同様に、巨大企業に對して許されてゐることが却つて小企業に拒まれてゐるとして、反トラスト政策に對する一つの強力なる抗議となつて現れてゐる。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

(7) U. S. v. United States Steel Corporation (1920)

(8) Gary dinner は一九〇七年の恣情によつて鐵鋼業界のうけた打撃を回復する方法を協議するため、U・S・スチール

會社の會長ゲアリー (E. H. Gary) の提唱によつて同年二月から開始され、一九一一年まで續いた鐵鋼業者の集會で、この會合には全國取引高の九〇%をしめる同業者が参加し、價格協定はなされなかつたけれども、事實上米國鐵鋼業の價格と生産政策とを支配したものである。

(8) ベーン (Burn) も企業が反トラスト法に違反するかどうかは單にその企業の大きさから判断すべきではなく、その企業の及ぼす社會的經濟的影響から考慮すべきことを強調している。(B. Burn, Cases, Cartels, National planning, pp. 45-46).

(4) U. S. v. International Harvester Company (1914)

(5) U. S. v. United Shoe Machinery Company (1918)

大隅健一郎「米國の反トラスト法とわが獨占禁止法」(季刊法律學第二號)九〇頁。

(6) 少數派の裁判官は同會社のとつた排他的拘束契約を、特許權の正當な行使の範圍を越へたものであると主張してをり、この事件と殆んど時を同じくして排他的拘束契約を禁止するクレイトン法第三條の規定が設けられたことは興味深い。

(7) Keogh v. Chicago and Northwestern Railway Company (1922)

(8) U. S. v. Trenton Potteries (1927)

(9) D. M. Keizer and S. May, The public control of business, pp. 81-82.

大隅、前掲九二頁。

(10) 同業組合に向けられたシャーマン法の嚴格な適用に對して二つの例外がある。一つは一九一八年に最高裁判所がシカゴの穀物取引所 (Chicago Board of Trade) において、立會時間が終つてから次の日の立會時間の開始までの間、穀物の價格の變動を禁止する規約を支持したこと、他は一九二三年に最高裁判所が機械製造法の出現によつて衰退の一途を辿つてゐた手工業的硝子製造業者が、その熟練工と職工の配置について協定したことを適法と認めた場合である。ただこれらの場合はいづれも極めて特殊な事情に基づく例外であることに注意しなければならぬ。(芹野弘「米國の反トラスト法」五〇—五一頁)

これらの判例に現れた *rule of reason* によれば、公正な手段を用ひる限り企業が獨占的地位をしめても、反トラスト法の對象にはならないのであるが、かゝる原則を反トラスト法の解釋にあたつて導入することは許されるであらうか。殊に初期の判例においては明瞭にこれを否定しながら、一九一一年のスタンダード石油事件をリーディング・ケースとして、その後の判例に導入してきたのは何故であらうか。この問題を明らかにするために、先づトラストの違法判決が實際にどのやうな効果をあげてゐるかを考察してみよう。前述したやうにシャーマン法の運用にあたつて裁判所のとつた極めて狭い解釋の態度から、聯邦政府はその大部分の訴訟において敗訴してゐるのであるが、成功した若干の訴訟においても差止命令又は解散命令は殆んどその實效をおさめていない。例へば北部證券會社の解消後には却つて強力なる統制力を具へたモルガン・ヒル・コンツェルンが出現し、シカゴの罐詰業者達はその差止命令を無視し、又スタンダード石油會社は一應從屬關係を切斷されたけれども、なほその間に共通の株主を有する「利益共同体」として存続しトラストの實體は維持された。アメリカ煙草會社については詳細な解釋計畫が裁判所によつて提示されたが、やがて同様に「利益共同体」と化してしまつた。このやうに違法判決の實效のあがらない理由としては次の四點が考へられる。(1)トラストの財産を數個の會社に分割しながら、實質的には同一の株主からなることを禁止してゐない。(2)反トラスト法の初期の運用において違反事件の起訴が不徹底であつたこと。(3)トラストの實體が單に法律上の問題であるばかりではなく、同時に經濟的問題であることが充分認識されなかつたこと。(4)裁判所がその罰則の適用を躊躇した¹⁾ことである。これらの條件の中で最も問題になるのは、第一の個人の株式所有とそれを通して行はれる企業支配の點であらう。判例も競争會社の株式を保有して競争を制限することは、その個人が死亡するか又はその株式を手離せば直ちに效力を失ふからといふ理由でさしてこれを重要視してゐない。のみならず個人の株式所

權にまでも干渉することは憲法上保證された個人の權利を不當に侵害するものであると考へられてゐるため、その後
 の立法もこの點については何等言及してゐない。けれども今、假りにこの四つの條件が強力に押し進められたとする
 ならば、それは市場に如何なる影響を及ぼすであらうか。問題を經濟的見地に立つてしかもある時點に限定して考察
 してみよう。國內市場において中小企業による財の生産と大企業による財の生産とは、いづれが豊富で低廉な財の供
 給を希望する消費者の利益に合致するであらうか。我々の經驗はこの場合大企業による生産能力が優越することを示
 してくれる。次に獨占が禁止された場合、國際貿易においては如何なる結果が生ずるであらうか。各國が高率の關稅
 を設けて自國産業を保護育成してゐるとき、一國のみが反トラスト法を貿易關係の部門にまで嚴重に施行することは
 貿易競争における敗北を意味する。けれどもこゝで注意しなければならない點は、第一に過去の獨占的大企業がすべ
 ての點で消費者の利益に合致したとはいひ切れないことである。それらの大企業が大量生産をなし得る能力を有しな
 がら、その利潤を確保し更にこれを増大するために、故意に生産を縮少し或は新技術の採用を拒否する場合の存在し
 たことである。第二に國際貿易における獨占的大企業の存在は前述したやうに國際收支の上からは國家の利益になる
 のであるが、それが國內の消費者の利益に合致するか否かは容易に決定できない問題である。けれども當時における
 國際列入機械事件及び合同製靴機械事件の判決は、不正な行爲を伴はない限り獨占的な力の存在をそれ自體はシャーマ
 ン法に違反するものではなく、却つてそれは大生産能力の原因であるとし、又アメリカ製鐵事件ではその強大なる存
 在が消費者にとつて有利であり、その解散は公共の利益に資するものではないとしてゐる。更にU・S・スチール事
 件の判決もかゝる大企業の破壊は米國の外國貿易を混亂させ、自國に不利な事態を招來しひいては公共の利益を害す
 るに至るものであるから好ましくないとしてゐる。かうした考へ方がシャーマン法に rule of reason を導入する場

合の基調になつてゐたことは注目しなければならぬ。このやうにシャーマン法の文言通り、取引を制限し又は獨占を企圖するあらゆる契約又は結合をすべて違法なものとして排除することは、國內的にも國際的にも公共の利益を擁護する手段としては必ずしも適切なものではないことが理解され、そこに新しい内容を盛つて復活したシャーマン法における *rule of reason* は、いはばトラスト對策における二つの基本的見解即ち「自由競争」か「獨占」かの問題について、米國がその後も一貫してとつてゐる「統制された自由競争」政策の一限界に對して、「統制された獨占」政策の立場から加へられた反駁とみるべきではあるまいか。しかもその判例による修正が裁判所による權限暴奪ではなくして、憲法慣例に完全に合致した修正である點も見逃してはならない。

(1) *E. Jones, ibid., pp. 494 ff.*

(2) *スタンダード石油トラストの解體の結果を調査した聯邦取引委員會は議會に對して次のやうに勸告してゐる。①新しい事態が起きて判決を變更しなければならぬ場合、檢事總長の請求によつて反トラスト事件の再開ができるやうな法律を作ること。②シャーマン法違反によつて解散した企業結合の成員であつた會社が、同じ商業に従事する場合に於てこれらの會社の株主共通關係を立法をもつて廢止すること。③④の代りに議決權及び支配を排除することによつて、潜在的競争會社間における株主共通關係に對して有效なる制限を加へること。④上述の對策がいつれも不適當であるとすれば、それらに代へて潜在的競争企業の共通株主に對して各々の會社が競争を阻止する行爲をなした場合、それについて責を問ふやうな法律を設けること。(大隅、上掲九八一—九九頁。E. Jones, *ibid.*, p. 451)*

(3) *クレイトン法第七條參照。*
矢澤、前掲八二頁。

(4) *U. S. v. American Can Company (1916), L. H. Haney, Business organization and combination, p. 498.*